『不整地運搬車運転技能講習』開催のご案内

熊本労働局番号第２号－16(～2024.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺４丁目６－４　℡(096)371-3700
ホームページ： https://www.kensaibou-kumamoto.jp/

労働安全衛生法の規定に基づいて、最大積載量１トン以上の不整地運搬車は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方でなければ運転できないことになっています。
当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

1. 開催日時(2 日間)
【学科】令和　２年　９月２９日(火)　8:50　～　18:00
【実技】令和　２年　９月３０日(水)　8:30　～　17:00(内４時間)
(実技の日程・時間は、受付順で決定します)

2. 開催場所
【学科】　熊本県教育会館(熊本市中央区九品寺１－１１－４)
【実技】　熊本新港内

3. 受講資格
① 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、１級の技術検定に合格し実技試験でトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった者、又は２級の技術検定で第２種から第６種までの種別に該当するものに合格した者
② 道路交通法の大型特殊自動車の免許を有する者
③ 道路交通法の大型自動車免許又、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地･運搬･積込･掘削用)運転特別教育又は車両系建設機械(解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、運転の業務に３ヵ月以上従事した経験を有する者
④ 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習、又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者

4. 受講料及びテキスト代(会員のテキスト代は無料です)
受講料：29,700 円　テキスト代：1,570 円

5. 助成金について
受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場(令和 2 年度雇用保険料率 12／1,000)については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後２か月以内に提出する必要があります(申請先：管轄労働局)。

(裏面へ続く)

裏面（不整地）

7. 受講申し込み

● 受付期間

令和　２年　７月１０日(金)　～　令和　２年　９月１８日(金)

受付期間内であっても**定員になり次第締め切ります**ので、お早めにお申込み下さい。

● 申込み手順

１．お申込み前に、申込が締め切られていないか確認してください。
（受付期間内より早く締め切る場合は、HP の『お知らせ』にてご案内しております。）

２．次のどちらかの方法でお申込み下さい。

Ⅰ．**窓口でのお申込み**

下記①～⑤を窓口にお持ち下さい。書類確認後、受講票・会場案内図・領収書をお渡し致します。

① 申込書（HP からダウンロードするか、お電話にてお取り寄せください）
② 受講資格証明書類のコピー
③ 写真１枚（3.0×2.4 ㎝、**申請前６ヵ月以内に撮影した上三分身、正面向、脱帽のもの。**）
※申請書の所定の位置にのりづけすること。
④ 本人確認書類(自動車運転免許証等のコピー)
⑤ 受講料およびテキスト代

Ⅱ．**郵送でのお申込み**

受講料およびテキスト代を指定口座にお振り込み後、下記①～⑤ご郵送下さい。
書類確認後、受講票・会場案内図・をお送りします。

① 申込書（HP からダウンロードするか、お電話にてお取り寄せください）
② 受講資格証明書類のコピー
③ 写真１枚（3.0×2.4 ㎝、**申請前６ヵ月以内に撮影した上三分身、正面向、脱帽のもの。**）
※申請書の所定の位置にのりづけすること。
④ 本人確認書類(自動車運転免許証等のコピー)
⑤ 受講料及びテキスト代振込の領収書コピー(ネットバンキングご利用の場合は確認画面のコピー)
※複数名または複数の講習を同時にお申込みされる場合は、総額を振込み、まとめて申請書をご郵送下さい。

● キャンセル・欠席について

・原則として受講料は払い戻しいたしませんのでご了承下さい。
・講習日の前日までにお申し出があった場合、1 回に限り講習日の変更が可能です。2 回目以降の変更は不可となり、受講料の払い戻しもいたしませんのでご了承下さい。
・同じ会社の別の方への変更は可能です。ただし、講習日の前日までのお申し出があった場合に限ります。

≪申込み先≫　**建設業労働災害防止協会　熊本県支部**
〒８６２－０９７６
熊本市中央区九品寺４－６－４（建設会館４Ｆ）
ＴＥＬ：０９６－３７１－３７００
ＦＡＸ：０９６－３６４－２０２０

≪振 込 先≫　口　座：肥後銀行県庁支店（普通）１２９６０４
名　義：建設業労働災害防止協会熊本県支部